

八戸ポータルミュージアム施設使用者登録規約

(目的)

第1条 八戸ポータルミュージアム施設使用者登録規約（以下「本規約」という。）は、八戸ポータルミュージアムが所管する貸出施設の使用許可申請又は仮予約に必要なとなる使用者登録の手續等に関し必要な事項を定めるものです。

(本規約の同意)

第2条 貸出施設の使用許可申請又は仮予約をするためには、本規約に同意していただく必要があります。使用者登録の申込みをし、登録された方は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、貸出施設の使用許可申請又は仮予約をすることができません。

(使用者登録)

第3条 使用者登録の申込みをすることができる者は、個人又は団体に限ります。

2 使用者登録を希望する者は、個人にあつては本人の、団体にあつては代表者本人又は連絡担当者本人の確認をすることができる書類等（運転免許証、学生証など）を提示のうえ、八戸ポータルミュージアム使用者登録申込書（以下「登録申込書」という。）を市長へ提出するものとします。市長は、登録申込書の記載事項に誤りがないかどうかを確認し、誤りがないと判断したときは、使用者登録をします。

(サービスの内容)

第4条 使用者登録をされた方（以下「使用登録者」という。）に提供するサービスの内容は、貸出施設の使用許可申請又は仮予約とします。ただし、サービスを利用するための具体的な手續等については、本規約のほか、市長が別に定める規約によるものとします。

(はっちカードの発行と取扱い)

第5条 市長は、使用登録者に「はっちカード」（以下「カード」という。）を発行します。使用登録者は、市長が発行したカードを以下により取り扱うものとします。

- (1) 使用登録者は、カードを受領した場合は、直ちにカードの所定欄に署名（団体の場合は団体名を記入）してください。
- (2) 使用登録者は、カードを慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難等のないよう適切に使用し、管理してください。
- (3) 使用登録者は、サービスを利用する際、カードを窓口に提示してください。
- 4) カードは、使用登録者以外は使用することができません。また、カードは、他人にこれを譲渡し、又は貸与することができません。
- (5) 使用登録者は、サービスを利用しなくなった場合、カードを市長に返却してください。

(ID・パスワードの取扱い)

第6条 市長は、使用登録者にIDを付与し、システムに登録します。また、市長は、使用登録者から申し出のあったパスワードをシステムに登録します。

2 サービスを利用するためのID及びパスワードは、非常に大切な情報であるため、以下の点に注意し、使用登録者の責任において厳重に管理するものとします。なお、市長は、ID及びパスワードを用いて行われた手續について、使用登録者本人により行われたものとみなします。

- (1) ID及びパスワードは、他人に知られないように管理すること。
- (2) パスワードは、定期的に変更し第三者への漏洩防止に努めること。
- (3) 他人からのパスワードなどの照会には応じないこと。
- (4) パスワードを忘失した場合は、速やかに市長に連絡し、その指示に従うこと。

(使用者登録情報の変更)

第7条 使用登録者は、市長に届け出た使用者登録情報の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、変更内容を確認することができる書類等を提示のうえ、カードを添えて登録申込書を市長に提出し、使用者登録情報の変更を行うものとします。

(カードの紛失、盗難)

第8条 使用登録者は、カードを紛失したとき、又はカードが盗難にあったときは、直ちにその旨を市長に連絡するものとします。

(カードの再発行)

第9条 使用登録者は、カードを紛失し、又は著しく毀損したときは、本人の確認をすることができる書類等を提示のうえ、登録申込書を市長へ提出し、カードの再発行を受けるものとします。

(使用者登録の抹消)

第10条 使用登録者が次のいずれかに該当したときは、市長は、当該使用登録者を使用者登録から抹消することができるものとします。

- (1) 虚偽の届け出をしたとき。
- (2) 施設の管理に関する法規等又は本規約に重大な違反をしたとき。
- (3) 使用料の支払いその他の債務を履行しないとき。
- (4) 所定の登録廃止の届け出を行い、認められたとき。
- (5) 住所変更の届け出を怠った場合、使用登録者の責に帰すべき事由により使用登録者の所在が不明となり、市長において使用登録者への通知・連絡が不能と判断したとき。
- (6) その他使用登録者として不相当と市長が認めたとき。

(個人情報の取扱い)

第11条 市長は、使用者登録の申込み及びサービスの利用により得られた個人情報については、八戸市個人情報保護条例（平成17年八戸市条例第175号）の規定に基づく場合又は法執行機関より法的根拠に基づく情報開示請求があった場合を除き、サービスの運営管理の目的以外での利用及び提供は行いません。

(登録情報の字体)

第12条 提出された登録申込書の記入字体が、サービスで取り扱い困難である場合、サービスで表示される字体及び郵便物等において使用する字体は標準文字になります。

(免責事項)

第13条 市長は、使用登録者がサービス利用したことにより発生した使用登録者の損害及び使用登録者が第三者に与えた損害に対して一切の責任を負いません。

(著作権)

第14条 サービスに含まれているプログラムその他の著作物に関する著作権は、日本国の著作権法（昭和45年法律第48号）によって保護されています。サービスに含まれているプログラム及びその他の著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁じます。

(利用規約の変更)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用登録者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができます。使用登録者は、変更後の八戸ポータルミュージアム施設使用者登録規約に同意した後、サービスをご利用ください。

(準拠法)

第16条 本規約などの成立、解釈及び履行等は、全て日本国法に準拠するものとします。

(管轄裁判所)

第 17 条 本規約等及びサービスに関する一切の紛争については、青森地方裁判所八戸支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(その他)

第 18 条 その他必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

この規約は、平成 22 年 9 月 1 日から適用します。